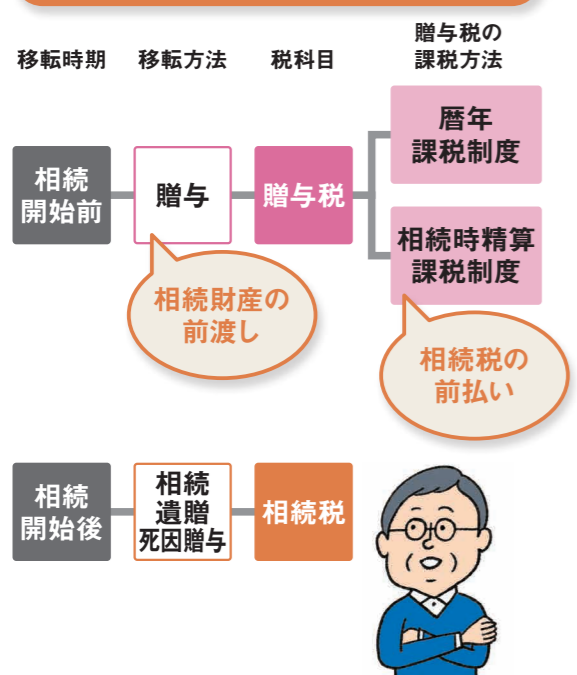
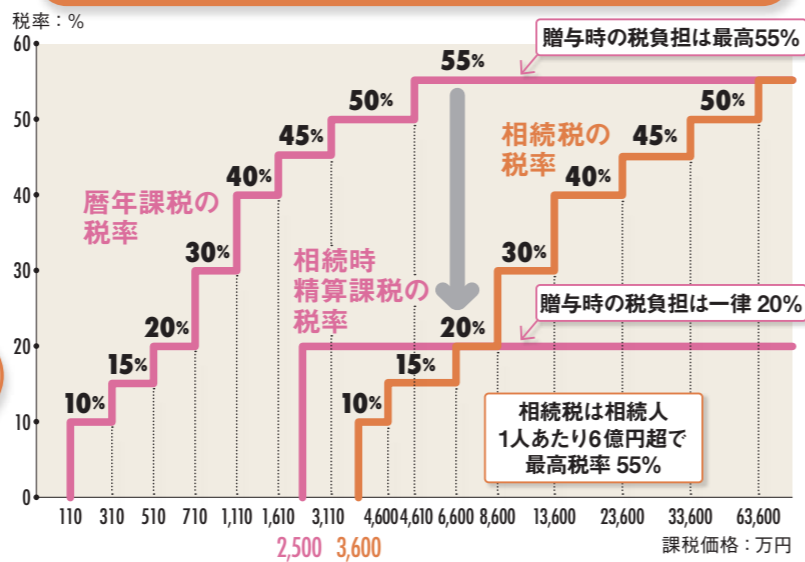


相続税と贈与税の全体像

図表1 相続に関する現状の税体系



図表2 贈与税と相続税の税率構造



※親から18歳以上の子への贈与または相続を想定。
 ※相続税の基礎控除額は、相続人が子1人と想定して3,600万円とした。
 出典：中小企業庁の資料を監修元が一部修正

図表3 暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

	暦年課税制度 (1948年～※)	相続時精算課税制度 (2003年～)
控除額	基礎控除：毎年110万円	特別控除：累積2,500万円
税率	10～55%の累進税率	一律20%
贈与者	問わない(相互の自由契約)	60歳以上の父母・祖父母
受贈者	問わない(相互の自由契約)	18歳以上の子・孫
贈与財産の相続時の取り扱い	基本的には相続財産に加えない ※相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算	●贈与財産を(贈与時点の評価で)相続財産に加えて相続税を計算 ●相続税額からすでに支払った贈与税額を控除(控除しきれない金額は還付)
制度の移行	暦年課税から相続時精算課税制度へ、いつでも移行できる	いったん相続時精算課税を選択した後は、暦年課税に戻れない
活用のポイント	●長い年月をかければ、多くの財産を移転できる。 贈与税は、単年度で完結 ●実の子だけでなく、子の配偶者、孫やひ孫、お世話になった人などにも財産を渡せる	●一度に多額の財産を移転できる ●贈与時点より評価が上昇しそうな資産、贈与後に評価が落ちず収益が見込めそうな資産の移転に適している

※もともと贈与税は単年度で課税する方式しかなかった。相続時精算課税制度ができた時点で、旧来の方式を「暦年課税制度」と呼ぶようになった。

相続税と贈与税の仕組み
贈与税には2つの課税方式

どう変わるかを理解するために、相続税と贈与税の仕組みを、まずは復習しておこう。どちらも「個人(主に親族間)の資産移転に関わる税金」で、生前に移転した資産に課税されるのが贈与税、亡くなってから移転した資産にかかるのが相続税だ(図表1)。

「相続税と贈与税はそもそも一体のもの。贈与税には、所得税や消費税のような独立した税法はなく、主たる税法の相続税法の中に組み込まれた補完税です。生前に行う贈与は相続財産の前渡し、そこで課税された贈与税は相続税の前払いの意味合いがあると言えるでしょう」(玉越さん)

相続税と贈与税(暦年課税)はいずれも、移転する金額が大きいほど税率が高くなる累進税率だ。ただ、相続より贈与が有利にならないように、贈与税率のほうが上昇する傾斜が厳しい(図表2)。さらに贈与税には、図表3に示した2つの課税方式がある。もともとは年単位で課税される暦年課税が基本だった。しかし、暦年課税制度は少額資産の贈与には適し

- (2018年度税制大綱 「記載なし」)
- (2019年度税制大綱 「検討」)
- (2020年度税制大綱 「検討」)
- (2021年度税制大綱 「本格的な検討」)
- (2022年度税制大綱 「本格的な検討」)
- (2023年度税制大綱 「22年12月に公表予定」)

贈与

気になる
 一体化の
 ゆくえと対策

と

相続税と贈与税の体系を本格的に見直す
 税制改正の議論が活発化している。
 今後、贈与税のしくみはどう変わるのか？
 想定される改正に備え、
 相続対策につながる贈与の戦略を、
 税務のプロのアドバイスと共にお届けする。



監修
 株式会社YUIアドバイザーズ
 代表取締役社長／
 税理士法人ゆいアドバイザーズ
 代表社員・税理士
 玉越 賢治 さん
 商工中金、(株)リクルートを経て、
 2003年税理士法人タクトコンサル
 ルティングを設立。中小企業庁「事
 業承継検討会」委員などを歴任。
 2021年(株)YUIアドバイザーズ
 及び税理士法人ゆいアドバイザーズ
 を設立。

相続

来年度税制改正で、
 いいよ節税封じ？

今年12月に発表される予定の2023年度の税制改正大綱(以下「大綱」)が、相続・贈与に関わる税制をめぐる4年越しの議論に、いよいよ終止符を打つのか？と注目を集めている。

「暦年課税と相続時精算課税という贈与税の2つの制度(詳しくは後述)のあり方を見直すための検討」が始まったのは、2019年度の大綱から。暦年課税を活用し、資産を小口分割して複数の親族に繰り返し移転することで相続税を減らす「生前贈与」がやり玉に挙げられた。以前は、高齢世代に偏った資産を若年層へ早期に移し、経済活性化につなげる「世代間移転」を重視した改正が行われてきた。それが次第に節税抑制にシフトしてきたのである。

「大綱の『基本的考え方』の中に、21年度、22年度の2年続けて『本格的に見直す』と明記されているだけに、23年度税制改正で変わる可能性が高まっています。次回は、前回でなくとも、いずれ改正されるのは間違いないでしょう」(玉越さん)

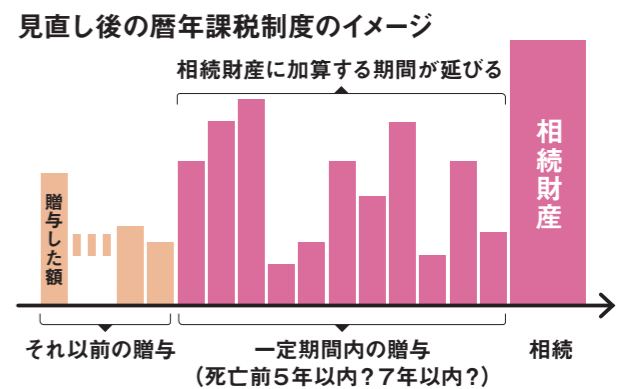
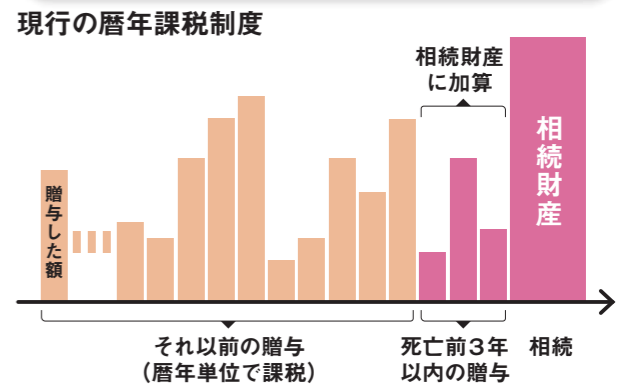
ているものの、不動産など高額資産を贈与する場合は高い税率が適用されることから採用しづらい。一方で高齢化などに伴い、相続による資産の世代間移動の時期が、より高齢期にシフトしており、高齢世代に偏在する資産の若年世代への移転が進みにくい状況にある。この状況を是正するため、2003年に、累積2500万円までの特別控除枠までは贈与税をかけずに贈与でき、贈与した分を相続時に持ち戻す相続時精算課税制度が創設された。贈与か相続かを問わず、いつ財産を移転しても最終的に支払う税額が大きく変わらない「財産移転時期に中立的な税制」を目指したのである。

しかし、相続時精算課税制度には後述するリスクが伴うために、利用率が低迷していて、暦年課税を使った生前贈与の人氣が相変わらず高い。それが、今回の税制改正の議論につながっているのだ。

今後の税制改正で予想される内容とは？

どのような改正が予想されるのか。マスメディアでは「暦年課税が廃止され、相続時精算課税に一本化される」といった声もあるが、

図表4 生前贈与財産の加算対象期間が延長？



玉越さんは「現実的ではない」と言う。理由は、預貯金口座をすべて後追いできるマイナンバーの普及率が低い現状では、生前に贈与された時期と累積金額を捕捉できず、税務当局も情報を把握できないからだ。想定される改正は、暦年課税に規定されている「相続開始前3年以内の贈与」を相続財産に加算する現状の対象期間の見直しだ（図表4）。欧米の加算期間は、イギリスが7年、ドイツは10年、フランスは15年。アメリカは無期限にさかのぼる。「加算対象期間が長いほど、資産移転時期に中立的になり、贈与税

と相続税がより一体化しますが、無限や10年以上に長くしすぎるのは実務的に対応しにくい。5年（7年以内）に延長されるかもしれない」（玉越さん）

相続時精算課税制度を、より使いやすい仕組みに改善する改正も考えられる。現行法では贈与時点の価額を相続財産に持ち戻すため、贈与時より相続時の評価額が下がった場合には、贈与時の高い価額で計算することになるので不利になる。また贈与者と受贈者の年齢制限、生前贈与した宅地には小規模宅地等の特例が適用されないなどがネック。相続時精算課税制度

改正税法が適用される時期も気になる。2023年度の税制改正に盛り込まれた場合、同法が施行されるのは、通常国会で法案が通過した後の4月以降が一般的。「改正後の法律は、施行される前の行為には遡らない」という不遡及の原則があります。法施行は最短で来年4月ですが、贈与税は1月1日から12月31日の暦年期間に対する課税のため、少なくとも来年いっぱいには現行法の下での贈与が可能と考えられます。大きな改正の場合には、数年の周知期間を置くのが通例ですから、3〜5年後の施行になる可能性もあるでしょう」（玉越さん）

結局、贈与しておいたほうがいいのか？ 贈与による相続税対策の効果

効果的な金額・方法を見極め 早めに生前贈与を実践

さて、贈与と相続に関わる税制改正のゆくえを、ここまで追ってきた。現時点で改正内容を正確に予測できない以上、性急に事を進めるのは禁物だ。しかし少なくとも、現行法では生前贈与による相続税の負担軽減は有効なので、今できる対策を実行しよう。対策の方針は2つ。

「1つは、改正法が施行される前に効果的な金額・方法を見極め、なるべく早く生前贈与を実践すること。2つ目は、長生きすること。暦年課税の生前贈与が相続財産に加算される対象期間が、たとえ何年になっても、それ以上に長生きすれば生前贈与の有効性は失われません」（玉越さん）

生前贈与は、1回でも相続税の節税の効果はある。ではいくら贈与すればいいのかを考えてみよう。現行の暦年課税の基礎控除110万円以内に抑えるのがベストとは

限らない。贈与税の支払い金額が、贈与せずに相続を迎えた場合の相続税よりも少なければ節税効果はある。例えば、500万円贈与した場合、基礎控除後の390万円に対する贈与税は48・5万円。贈与した額に対する実質の負担率は9・7%だ（図表6の例参照）。これなら相続税の最低税率10%よりも低い。自分の相続財産に適用されると想定される税率よりも贈与税の実効税率が低い金額までなら、生前贈与するメリットがある。「実は、推定相続人以外の人への贈与も有効です。相続開始前の生前贈与が相続財産に加算されるのは、相続をした人に限られます。例えば、自分の実子の配偶者や孫は、相続人ではありません。彼らを含めれば、生前贈与の対象が広がるでしょう」（玉越さん）

なお、不動産オーナーの中には、相続時精算課税制度の特別控除を活用して、土地や建物の生前贈与を検討している人もいるかもしれない。その場合、前述したよ

※孫に贈与する場合の注意点：実の子が先に亡くなり、孫に代襲相続された場合は、孫へ生前贈与した分は相続財産への加算の対象になる。

図表5 一括贈与に関わる非課税特例

	住宅資金の贈与	教育資金の贈与	結婚・子育て資金の贈与
目的	マイホームの新築、中古住宅の購入・増改築	教育資金（入学金や授業料、塾・習い事など）	結婚や子育て資金（挙式や新居、出産・不妊治療など）
非課税枠	500～1000万円（住宅性能により異なる）	1500万円（学校以外への支払いは500万円）	1000万円（結婚費用は300万円）
贈与する人	父母・祖父母など	父母・祖父母など	父母・祖父母など
贈与される人	18歳以上の子・孫（合計所得が2000万円以下）	30歳未満の子・孫（合計所得が1000万円以下）	18歳以上50歳未満の子・孫（合計所得が1000万円以下）
適用期限	2023年12月31日まで	2023年3月31日まで	2023年3月31日まで

図表6 暦年課税制度の速算表

基礎控除(110万円)後の課税価格	18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産(特例税率)		左記以外(一般税率)	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	-	10%	-
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	30万円	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	90万円	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	190万円	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	265万円	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	415万円	50%	250万円
3,000万円超 4,500万円以下	55%	640万円	55%	400万円
4,500万円超				

「贈与税額」と「負担率」の例 ※18歳以上の者が直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与を受けた場合

贈与された額	贈与税の計算式	贈与税額	実質負担率
310万円	(310万円 - 110万円) × 10%	= 20万円	(20 / 310 ≒ 6.5%)
500万円	(500万円 - 110万円) × 15% - 10万円	= 48.5万円	(48.5 / 500 = 9.7%)
800万円	(800万円 - 110万円) × 30% - 90万円	= 117万円	(117 / 800 ≒ 14.6%)
1億円	(1億円 - 110万円) × 55% - 640万円	≒ 4,800万円	(≒ 48.0%)
2億円	(2億円 - 110万円) × 55% - 640万円	≒ 1億300万円	(≒ 51.5%)
3億円	(3億円 - 110万円) × 55% - 640万円	≒ 1億5,800万円	(≒ 52.7%)



知っておきたい相続税対策

一棟不動産購入



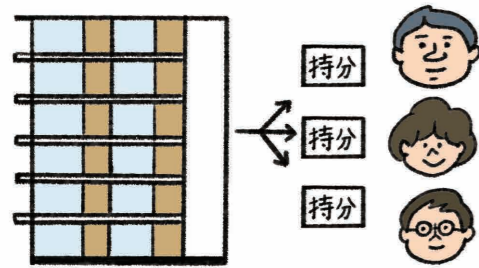
相続税の課税対象になる財産のうち、現金は額面評価だが、不動産は実勢価格よりも低い評価になるのが一般的なため、現金で持つより不動産で持つほうが、相続税評価額を圧縮できる。先祖代々の土地活用の場合は立地を選べないが、一棟不動産なら、収益性や資産価値の高い都心に近い好立地を選択できる。優良資産を増やすことが資産を守ることにもつながる。税務リスクの検討が必要。

生命保険



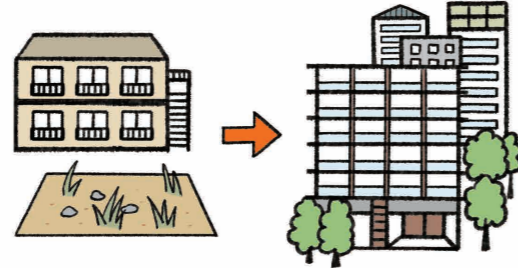
生命保険の保険金は、契約形態によって「みなし相続財産」として相続税がかかる。ただし、法定相続人1人当たり500万円の非課税枠があるため、節税しながら、納税資金や代襲分割の原資を作れる。この場合は、「契約者＝被相続人」「被保険者＝被相続人」「保険金受取人＝相続人」にすることが大切。加入形態が異なると、所得税や贈与税の対象になるので注意。

小口化不動産



高額な一棟不動産を、区分物件よりも低額の単位に分割して販売する商品。不動産特定共同事業法に基づく認可や登録を受けた事業者が扱う。相続対策や節税に活用する場合は、任意組合契約による、複数の投資家が現物不動産の持ち分を共有するタイプを選ぶ。匿名組合契約の場合、不動産は事業者の単独所有で、投資家は有価証券と同じ扱いとなり、節税効果はない。税務リスクに要注意。

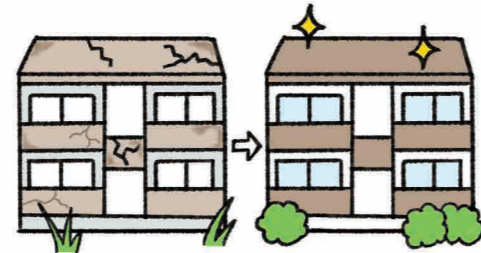
資産の組み換え



収益を生まない不動産や、空室が多く家賃が下がっていく賃貸ニーズの乏しい地域の賃貸住宅などは、資産価値が目減りするおそれがある。早めに売却して、収益性が高く、資産価値が下がりにくい不動産に買い換えることで、財産全体の規模を守ることにつながる。都心に近い不動産なら、時価と相続税評価額のギャップが大きい場合が多く、評価額圧縮や相続税の節税効果も高い。

その他

大規模修繕、お墓の購入など



相続財産を減らすという点では、所有している収益物件の大規模修繕やリフォームに手持ち現金を使うのも有効。経理処理上で、建物価値を高めて資本的支出となるリノベーションではなく、経費として処理できる修繕の範囲に抑えるのがポイント。空室対策や収益アップにもつながる。その他、現金を使う対象としては、相続税の非課税財産になる墓地や仏壇仏具もある。

まとめ

2023年度税制改正またはそれ以降の改正で、贈与税制度が変わる方向

生前贈与は相続税対策として有効。実質負担率と相続税率との兼ね合いで贈与額を決めよう

贈与以外にも効果的な様々な手法を組み合わせ、バランス良い相続対策を!

贈与以外にもある相続税対策 組み合わせで検討しよう

生前贈与はあくまでも相続税対策の1つに過ぎない。仮に、生前贈与の縛りが厳しくなったとしても、他にも様々な対策が考えられる。いくつか例を挙げてみよう。

まず、現金よりも不動産、不動産の中では賃貸物件のほうが相続税評価額は下がる。この評価額圧縮は、有力な相続税対策としてよく知られる手法だ。ローンを組んで一棟不動産を購入する方法もある。物件種別としては、賃貸住宅に限らず、オフィスや商業ビルなども視野に入る。借入れを避けたいなら、手持ちの不動産を売却して優良な不動産に買い換えるのも有効だろう。「郊外よりも都心のほうが価格は

うに価格下落リスクのある不動産は、逆効果になることに注意してほしい。実行するなら、立地が良く価格が下がりにくい土地、上昇しそうな土地、または安定した収益が見込める賃貸物件などを選ぶ。いずれにしても、税制改正で相続税精算課税制度がより使いやすくなる可能性もあるので、改正の動きを注視しよう。

下がりにくく、相続税評価額の圧縮効果も大きい。空室率の高い郊外のアパートから、収益性の高い都心に近い不動産に組み替えるのも、相続税対策につながります」(玉越さん)

一棟不動産への投資はハードルが高いと考える層に注目を集めているのが「不動産小口化商品」だ。一棟単位では数十億円以上と高額な都心のオフィスビルや大型賃貸マンションなどを、1口当たり500万円〜1000万円程度に分割して販売するもの。不動産の持ち分を所有するタイプなら、現物不動産と同じ税法が適用されるため、相続税対策になる。複数口に投資すれば、遺産分割もしやすい。

ただ、不動産を活用した対策は相続税の節税効果が高いことから、今年、税務当局に否認された事実が最高裁で確定している。実行するには専門家に相談しながら慎重に検討したほうが良いだろう。また遺産分割対策と相続税の納税資金の調達の間で役に立つのが生命保険の活用だ。法定相続人1人当たり500万円の控除がある。契約方法によって課税関係が変わる点には注意が必要である(左ページ参照)。

2018年“相続法”改正の影響もチェック!

遺留分の精算は金銭渡し原則に

遺留分とは、遺言の指定にかかわらず、法定相続人として最低限認められている遺産の取り分(子や配偶者の場合、法定相続分の1/2)。この遺留分を侵害した相続人に対して不足分を請求できる権利を「遺留分侵害額請求権」という。改正前は、不動産の共有持ち分(現物分割)でも認められたが、改正後は金銭での支払い(金銭債権としての精算)が原則になった。

配偶者の生活を守る「配偶者居住権」

亡くなった被相続人の所有していた自宅に、配偶者が終身にわたって無償で住み続けられる権利。自宅の権利を財産価値のある「配偶者居住権」と「負担付き所有権」に分けることで、配偶者の生活を守りながらスムーズに遺産分割できる道を開いた。配偶者が亡くなると配偶者居住権(敷地利用権)は消滅する。

家族で話し合っ て意向を確認 何を贈与し何を残すかを検討

今回の記事では、税制改正の動向にスポットを当てたため、相続税の節税対策を中心に展開してきた。しかし、「相続対策は、遺産分割対策、納税資金対策、節税対策の3つの視点で進めていくことが大切です。得てして節税対策が脚光を浴びがちですが、実は遺産分割で採れているケースは少なくありません」(玉越さん)

節税効果が高いからといって、手持ち資金の大半を不動産に投資してしまうと、納税資金や遺産分割の資金が捻出できない事態になりかねない。最近では、賃貸不動産は管理が面倒だから現金で欲しいという相続人も増えている。かといって、現金の生前贈与をやりすぎ

て、自身の生活費がなくなったり子が散財してしまったり、という話もよく耳にする。「誰に何を贈与し、相続させればいいのか、家族でよく話し合うことが重要です。昔から、資産三分法」といって、財産の種類を不動産と金融資産と株式の3つに分散するのが望ましいと言われます。バランスの良い資産構成と相続対策を目指しましょう」(玉越さん)

適切な相続対策を行うには、税法に加えて民法などの関連法規もチェックする必要があります。2018年の相続関連法規(いわゆる相続法)の大改正では、遺留分の金銭支払いが原則になり、「配偶者居住権」も創設された(右コラム参照)。各分野のプロに定期的に相談するほか、最新情報を手に入れ、動向にも注視しよう。